

保険料支払手段に関する特約

<用語の説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合における当社が請求する追加保険料を含みます。
後払型決済手段	クレジットカード払等、利用者が代金を決済機関に対して後払いする決済手段をいいます。
決済機関	決済手段を提供する事業者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。ただし、保険契約者が当社が定める決済手段の会員規約やサービス利用規約等により当該決済手段の会員であると認められている場合または当該決済手段の使用を認められている場合に限りです。
- (2) 本条（1）の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額の全額の決済手続きを完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 前条（1）の規定により保険契約者が当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時（注）以後、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）決済手続が完了した時

保険期間の開始前に決済手続が完了した場合は、保険期間の開始した時とします。

- (2) 保険契約者が後払型決済手段により保険料を払い込む場合で、当社が保険料相当額を領収できないときには、前条（2）の規定を適用しません。ただし、保険契約者が決済手段所定の手続きを行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 前条(2)の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が決済手段所定の手続を行った場合において、本条(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第2条(保険料の払込方法)(2)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が本条(2)の保険料の払込みを怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 本条(3)の解除は、将来に向かってのみ効力を生じます。

第5条(保険料の返還の特則)

保険契約者が後払型決済手段により保険料を払い込む場合において、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、保険料相当額を領収したことを確認した後(注)に保険料を返還することができます。

(注) 保険料相当額を領収したことを確認した後

前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。